三多摩社会教育つうしん

〒185·0013 国分寺市西恋ヶ窪 2-5-9 三教連内 【連絡先】松田泰幸 Tel(携帯) 090·8317·4237

No.275

2020.1.14 社会教育推進 全国協議会 三多摩支部

今こそ一地域で社会教育に取り組む一市民と職員の懇談・交流・つなぞ合いを!

GIOTOR THEISTOCK

1946年7月に文部省の提唱により、日本国民は初めて「公民館」という言葉に出会いました。戦後の平和な日本を創り上げるために、主権者である国民が、主権者として行動できるように、豊かな文化的な教養を身につける不断の努力をすることを求めたのです。公民館設置の文書には、「日本に最も大切なことは、すべての国民が豊かな文化的な教養を身につけ、他人に頼らず自主的にものを考え平和的協力的に行動する習性を養うことである。・・・そのためには教育の普及を何よりも必要とする」として、日本に「公民館」という社会教育のための教育機関を設置することにしたのです。ここに、初心があります。

建權者の学びの保障は教育委員会の責務

昨年5月、公民館などの公立社会教育施設を首長部局が所管することを可能とする法改正が行われました。社会教育が、首長の政策課題の達成や合意形成のための手段として活用されることによって、住民の自由な学習を阻害する恐れがいっそう強まったと言わざるを得ません。あらためて今、「権利としての社会教育」の創造的な発展の道をご一緒に探っていきましょう。

これまで三多摩の各自治体は、公立社会教育施設を地域住民にとっての身近な教育機関として教育委員会が所管して市民の主権者としての学びの条件整備義務に応えて様々な努力を重ねてきました。

S. STREET COARTINATION

三多摩には、先輩たちが実践の中から築いた多くの財産があります。その一つに、三多摩各市の公民館建設の起爆剤になった「新しい公民館像をめざして」があります。ここには、公民館の7つの運営原則〈①自由と均等、②無料、③教育機関としての独自性、④職員必置、⑤地域配置、⑥豊かな施設整備、⑦住民参加〉がうたわれています。状況の変化があっても今あらためて「公民館」の存在意義を確認し合うことが求められているのではないでしょうか。

市民国美国政治。为政治省的高、分别

私たち社全協三多摩支部では年に三回、主 権者として今を生きるための市民の学びの 交流集会を企画し学びあってきています。

3月 21 日に集会 (概要を後掲) を企画しています。ぜひご一緒に語り合い、学び合い、つなぎ合っていきましょう!

霜島 義和 (社全協三多摩支部委員長)

三多摩各地の社会教育の動き

多摩地域の各市で、公共施設再編、行財政改革 の流れの中で、社会教育施設等の有料化を検討 する動きが活発化しています。 支部としては、 住民の自由な学びを脅かす大きな問題ととら え、注視していきたいと考えます。

小平市公民競等の 有料化問題について

堀内 通成 (公民館等のこれからを 考える会代表)

三発端

小平市は2019年9月20日市報で突然「集会施設などの利用者負担の見直し」として1か月足らずの間に意見交換会6回を開催する記事を小さく掲載した。これに気付いた有志が危機感を持ち「公民館等のこれからを考える会」を立ち上げた。初めに、いかに広く利用者に知らせるかを模索したが、その難しさを知り、結局、公民館経由、知人経由のチラシの配布・掲示が唯一の周知方法となった。

小平市立公民館条例は昭和 24 年に改正した際、学校の設備を使用するときの条例を準用したため、当初から使用料が規定されていた(今は免除措置により無料)。公民館を誇りとしている小平市の条例としては、残念な内容の条例になっていた。

圖意見交換会の中身:

市は利用料をいくらにするかを公平性・公正性の観点から市民に決めさせようとした。 有料化の根拠は①平成20年と28年に行った 市政一般世論調査のアンケート結果(約7割が利用者が負担すべき)と、②受益者負担の 適正化検討委員会検討結果としてきたが、結果を誘導するようなアンケートの取り方、減免処置を見直すべきかの検討をせずに、最初 から減免の割合を検討する委員会の結果を 根拠にすることに反発し、現状維持を強く主 張した。

平成 22 年に採択された請願には「<u>直接市</u> 民の負担増につながる場合は事前に市民と 十分話し合うように」「自主的なサークル活 動が、これまでと同様に継続できるように減 免の内容を慎重に」とされていた。

■会の目的と方向性:

①目的として、第一に、小平市が公民館等 の有料化を促進する方向で進んでいること を知って貰うこと。第二に、これを契機に、 公民館の設立の趣旨と本来の役割、様々な効 果などを一緒に考えて、これからの公民館活 動を盛んにすること。 ②この会の公共施設 に対するスタンスとして、「公共施設はすべ てコミュニティ形成の場」であり、また「主 権者である住民のもの」 ③公共施設利用者 として、公共性の高い団体なのか、趣味・娯 楽を目的とした団体なのかで、「不当な差別 的取り扱いをしてはならない」 ④市の有料 化への背景として、以下のように説明してき た『2014年に総務省から各自治体に「公共施 設等総合管理計画」の速やかな策定の要請が あり、公共施設を減らすことで、国が地方に 支払う交付金を減らす目的があると考えて いる。そして、問題点として、これらの政策 で住民の暮らしや地域がどうなるのか、それ が全く検証されていない。』

■市民の集まり:

市のスケジュールに負けないように11月3

日(土)市民の集まり。11月23日(土)大和田先生講演。12月22日(日)市議と市民の意見交換会。同日午前、他の団体が議員との懇談会「集会施設の使用料は有料になるのか?」と、問題提起と利用者に知らせるために、立て続けにイベントを開催した。

■見えてきたもの:

小平市の人口は 2035 年でも今と同程度と 推計されている。市は財政の問題とは言わない。有料化による収入は大した収入にはならない、さらに、なぜどの市も同じ動きがあるのか。この間に他市で開催された長澤成次先生の講演会(公民館は、第9次地方分権一括法による社会教育法「改定」でどうなる?)に出席し、国主導は公共施設等総合管理計画だけでなく、社会教育施設の市場化が専門的・テクニカルな方法で進められていることを知った。誤解を恐れず感想を述べると、政府は社会教育施設を全て民営化して、憲法との分断を画策している。その先に民主主義の死骸が横たわっている、としか思えなかった。

■今後の取組み:

2月2日(日) 有料化された他市の事例に 学ぶことにしているが、最近の小平市では 「請願」が議会を通過しても実行されない事 態が相次いでいると聞いている。しかし、署 名活動と請願の方法しか思い浮かばない。市 民全体への周知の難しさ、ねじれた議会内勢 力図では、首長の政策には反対したいが、有 料化には賛成とする、を考慮すると、進め方 に対する請願内容にならざるを得ないこと が見えてきている。

大利市 公民館等の有料化の 是非に関する意見交換会

新家 靖之 (東大和市在住)

東大和市では、職員で構成する会議体が、 令和一年から受益者負担の適正化を図る為 として公民館等の有料化の議論を開始し、2 年後の令和3年10月議会で条例化を図る 日程で検討を進めています。その為「市政を みんなで考える会」(事務局長 栁下すすむ) の主催で公民館等の使用料の有料化の是非 が議論されました。2019年12月15日 13時30分に市民50人近くが南街公民 館の集会室に集まり、冒頭、事務局より現在 判明している検討内容が説明され、その後、 市民の意見交換が始まりました。市民から出 された代表的な意見は次のとおりです。「受 益者負担というが、公民館は不特定多数の人 が使用する施設、市もより多くの市民の利用 を促進している。有料化になれば公民館を利 用する人は減少する。」「公民館等の社会教育 施設に市場原理を導入するのは間違ってい る。無料の原則は大切にするべき」「受益者 負担の根拠がわからない。社会教育法では、 市の役割として市民の文化的教養を高める ような環境を醸成するような役割がある」 「この程度ならと一度有料化を認めるとそ の後は、なし崩しに拡大する。徹底して有料 化には反対です」その他、有料化になれば、 グループの活動に支障がでる死活問題だ等 有料化に反対する意見が相次ぎました。今後、 このような市民の意見を聞く会を市長等に 出てもらい開くべきとの声もあり継続的に 市内各所で意見交換会を開くことになりま した。



稲城市

ジー 和城市中央公民館に機様 する駐車場の有料化に関する問題

中澤 丈夫 (値上げ問題を考える 市民の会座長)

昨年12月27日、稲城市議会12月議会に おいて可決された、稲城市が管轄する公共料 金の大幅な見直し(値上げ)の条例について、 これは問題だと考えた市民が集まり、「値上 げ問題を考える市民の会」が急遽結成されま した。ことはあまりにも急であり、市民には 全く知らされることなく、議員にすら直前に 知らされたという事です。その中で、中央公 民館に隣接する駐車場が無料から有料とな ります。これは、公民館で活動するサーク ル・団体にとって、大きな負担となり、特に 会の中心にいる人物や指導者の負担が重く なり、公民館活動の衰退につながるおそれも あります。市長の言い分は、「あの駐車場は 市役所の駐車場であり、公民館のではない」 と言うのですが、何をかいわんや!です。市 民の文化活動に対してあまりにも冷たい態 度です。1時間までは無料だと言うのですが、 市役所を訪れる人と違って、公民館に来る人 は1時間で終わることはまずありません。大 体が2時間単位で、前後の+αの時間を足せ ば、3時間近くになるのが普通です。この件 の延長線上には、今回含まれなかった、他の 地区公民館の駐車場も有料化するのではな いか・・・?という当然のような心配もあり ます。さらには、現在「社会教育団体」とし て登録をすれば無料で使用できる施設が、有 料になるのではないか?という懸念もあり ます。現段階では、「値上げ問題を考える市 民の会」として、値上げとなる公共料金の見 直し及び、無料だった駐車場を有料にしなけ ればならない根拠を、しっかり直接市民に説 明する説明会を行うように、要望書を提出し 運動を開始したところです。

泊江市公民館職員雇止の裁判

第8回裁判も傍聴席を満席に! 署名が3093 筆集まりました 次回は4000 筆にして提出を!

11月7日、第7回の口頭弁論が開かれ、48 名の方が傍聴に駆けつけ、傍聴席は満席となりました。

裁判で岩崎さんは、作業着着用がD評価の 主な理由の一つとされていることについて、 歴代の館長の時から作業着を着て勤務して いたが、文書ないし口頭でも、一度も注意や 警告を受けていないこと。そもそも作業着は 市から支給されたものであること等、不当な 評価である事を強く訴えました。

また、裁判長が、狛江市から提出された再任用職員の評価一覧について、項目別の評価の分布を出すように狛江市に求めました。裁判所が人事評価の妥当性に強い関心を持っていることがあらためて示された形です。

今回の裁判は短時間で終了しましたが、次回口頭弁論では、双方が、相手方から出された準備書面への反論を行い、次々回以降、証拠調べ、証人尋問へとすすむ見込みです。

いよいよ佳境へと向かう裁判、また満席の 傍聴で岩崎さんを支援していきましょう。

(狛江市職員雇止め裁判を支援する会ニュース第8号より抜粋)

裁判支援~傍聴とカンパのお願い

●次回口頭弁論は

1月23日(木)午前10時30分~ 東京地方裁判所立川支部405号法廷

- ●連絡先 狛江市東和泉 2-20-12-103 電話 03-3480-6794 (みんなの広場 呼び出し)
- ●カンパ ゆうちょ銀行普通 店番 018 口座番号 4984798 岩崎安男 (イワサキ ヤスオ)